

「狛江のまち―魅力百選」は、安心して暮らせる、安らぎのある住環境を維持し、創造するための、市民、事業者および市の協働による望ましいまちづくり

「狛江のまち―魅力百選」

望ましいまちづくりに貢献している活動・行為・風物を募集します

「狛江のまち―魅力百選」の
実施により、狛江のまちの素晴らしさを伝え、共有することで、狛江のまちの良いところを広げることにつなげていきます。
また、この輪

「狛江のまち―魅力百選」例



五本松と多摩川



まちづくり
あなたと育てる このまちを

を広げていくことで、市民の参加を促し、市民による発意に役立て、市民の力によるまちづくりを実現していきたいと考えています。
たくさん「狛江のまちのチョットいいこと、いいところ」をお待ちしています。
〔申込受付期間〕9月7日(金)まで
〔推薦用紙〕計画課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
〔申込方法〕計画課で配布している推薦用紙に推薦する事柄や理由等を記入し、何がまちづくりにとって素晴らしいのかをアピール（写真添付可）してください。
〔審査〕市役所内でパネル展示を行い、その後、狛江市まちづくり委員会委員による審査会で決定します。
〔申し込み・問い合わせ〕計画課へ。

市民協働事業提案制度

公開プレゼンテーションを開催します

市民公益活動を行う団体と協働で行うことを希望する事業を提案できる制度が今年度から始まりました。
申請団体が提案事業を公開プレゼンテーションで発表し、協働が望ましいか審査します。
ぜひ皆さんお越しください。
■公開プレゼンテーション
〔日時〕7月27日(金)午後7時から
■審査会
〔日時〕8月3日(金)午後7時から
〔審査員〕狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員
〔会場〕各日とも狛江市役所小田急線高架下分室103・104

市民公益活動を行う団体と協働で行うことを希望する事業を提案できる制度が今年度から始まりました。
申請団体が提案事業を公開プレゼンテーションで発表し、協働が望ましいか審査します。
ぜひ皆さんお越しください。
■公開プレゼンテーション
〔日時〕7月27日(金)午後7時から
■審査会
〔日時〕8月3日(金)午後7時から
〔審査員〕狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員
〔会場〕各日とも狛江市役所小田急線高架下分室103・104



市民まつりでの様子

ふるさと 友好都市 新潟県川口町と 提携20周年を迎えました

7月25日にふるさと友好都市新潟県川口町との提携20周年になります。

川口町は、信濃川と魚野川、2本の清流が合流する地点に位置し、越後三山を仰ぐ緑豊かな自然郷です。国から「都市と農村交流」実施モデル町の指定を受けた川口町は、スポーツ施設の活用を中心に都市との交流事業を進めていました。そうした状況の中で、川口町出身の方が狛江市と川口町との交流を狛江団地自治会に提案したことがきっかけで交流が始まりました。

以来、少年野球やわんぱく駅伝をはじめとするスポーツ交流、お祭りへの相互参加などさまざまな形で、友好都市提携時から行30周年記念事業として、狛江市と川口町との「ふるさと友好都市提携」の調印式典が行われました。

まな事業を展開しています。また、川口町の四季折々の特産品が届く「越後川口ふるさと友の会」では、延べ1,000人を超える方々がふるさととの味覚を楽しみました。
こうした友好的な交流が続いている中、平成16年10月23日に新潟県中越地震が起きました。この際の狛江市民による迅速な対応は、大きな話題になりました。
震災後、徐々に復興し、今月21日にはホテルサンローラ川口の営業が開始されます。また、交流事業も再開され、平成18年には新しく狛江青年会議所と共催でふるさと自然体験塾も始まり、今年、川口町では、山菜採りツアーや棚田オーナーが企画されました。
市では、友好都市提携時から積み重ねてきた交流をさらに深め、末永く友好都市の関係を継続していきたいと考えています。
〔問い合わせ〕市民協働課

■市民協働事業提案制度申請内容

団体名	提案事業名称	提案事業概要	実施時期
狛江地域ねこの会	「いのちにやさしい街づくり」～地域ねこ活動	不妊去勢手術を行い、これ以上増えないようにした上で、適切に餌を与え、食べ残しやフンの掃除をして管理していく。	通年
特定非営利活動法人k-press	「狛江の街の記録」写真・画像デジタルアーカイブ事業	近代以降の市内の街の景観や市民生活を撮影した写真および画像をデジタル化して収集・整理・保存し、市民に公開する。	通年

会議室
〔問い合わせ〕市民協働課

国民健康保険・老人保健 からののお知らせ

平成18年10月に国民健康保険法の改正により負担割合
および自己負担額が変わりましたが、今年度は制度の改
正はありません。
〔問い合わせ〕保険年金課

国民健康保険高齢受給者証・老人保健医療受給者証をお持ちの方

■受給者証の負担割合判定方法

受給者証をお持ちの方が病院等で支払う自己負担の割合は、所得によって1割または3割となっています。

この負担割合は、毎年、前年の所得（今年は、平成18年中の所得）により判定を行い、8月から新たな負担割合となります

（図1参照）。

なお、図1の②に該当する方は、申請すると負担割合が3割から1割に変更されます。該当すると思われる方には申請書をお送りします。

■高額療養費の自己負担限度額

公的年金等控除の見直しおよび老年者控除の廃止により自己負担の割合が3割に変更になった方で、課税所得が213万円以上で、年収（70歳以上の方の収入合計）が次に該当する方は

申請すると経過措置として高額療養費の自己負担限度額が「現役並み所得者」ではなく「一般」の限度額となります（表4参照）。

▽高齢者複数世帯 520万円以上621万円未満
▽高齢者単身世帯 383万円以上484万円未満

※申請期限は7月23日(月)までです。期限を過ぎると、申請した翌月または翌々月からの適用となりますのでご注意ください。

■新しい受給者証

新しい受給者証は7月下旬に郵送する予定です。国民健康保険高齢受給者証については、有効期限が平成20年3月31日までのものを、老人保健医療受給者証については、負担割合が変わ

った方にのみお送りします。

国民健康保険・老人保健の「標準負担額減額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」

住民税非課税世帯の方には、申請により、入院時の一部負担金や食事代が軽減される認定証を交付しています。

現在お持ちの認定証の有効期限は7月末日までです。8月以降も更新を希望する方または新規に希望する方は、申請をしてください。

〔減額の内容〕「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、入院時の食事代が減額されます（表

1参照）。
国民健康保険高齢受給者証または老人保健医療受給者証対象者で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、入院時の食事代の減額と自己負担限度額が適用されます（表2参照）。

70歳未満の方の国民健康保険「限度額適用認定証」

4月1日から、70歳未満の方の入院医療費の窓口負担を軽減するため、申請により「限度額適用認定証」を交付しています。この認定証を入院している医療機関へ提示すると、窓口では自己負担限度額までを支払い、限度額を超えた医療費は市から医療機関へ直接支払います。

認定証の有効期限は7月末日までです。8月以降も更新を希望する方または新規に希望する方は、申請をしてください。

※特別な事情がある場合を除き、国民健康保険税を滞納している場合は交付が受けられません。

■表 1 入院時食事代の減額後の自己負担額（1食当たり）

国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円

■表 2 入院時の自己負担額(70歳以上の方)

	医療費の自己負担限度額（1カ月当たり）	食事代の減額後の自己負担金（1食当たり）
低所得 II	2万4,600円	210円（90日まで） 160円（過去12カ月で90日を超える入院）
低所得 I	1万5,000円	100円

※低所得Ⅱ 住民税非課税世帯（国保高齢受給者の場合は、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯）に属する方

※低所得Ⅰ 住民税非課税世帯（国保高齢受給者の場合は、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯）で、かつ世帯員の各所得が0円（年金所得は控除額80万円として計算）となる世帯に属する方

※老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置として、低所得Ⅱの世帯から課税世帯に変更になった場合、その世帯の非課税者は、低所得Ⅱを適用します。

■表 3 入院時の自己負担額（70歳未満の方）

	医療費の自己負担限度額（1カ月当たり）	食事代の減額後の自己負担金（1食当たり）
上位所得者	15万円＋医療費が50万円を超えた場合はその超えた分の1％	—
一般	8万100円＋医療費が26万7,000円を超えた場合はその超えた分の1％	—
住民税非課税世帯	3万5,400円	210円(90日まで) 160円(過去12カ月で90日を超える入院)

※上位所得者 基礎控除後の所得が600万円を超える世帯（所得の申告がない場合は所得上位者とみなされます）

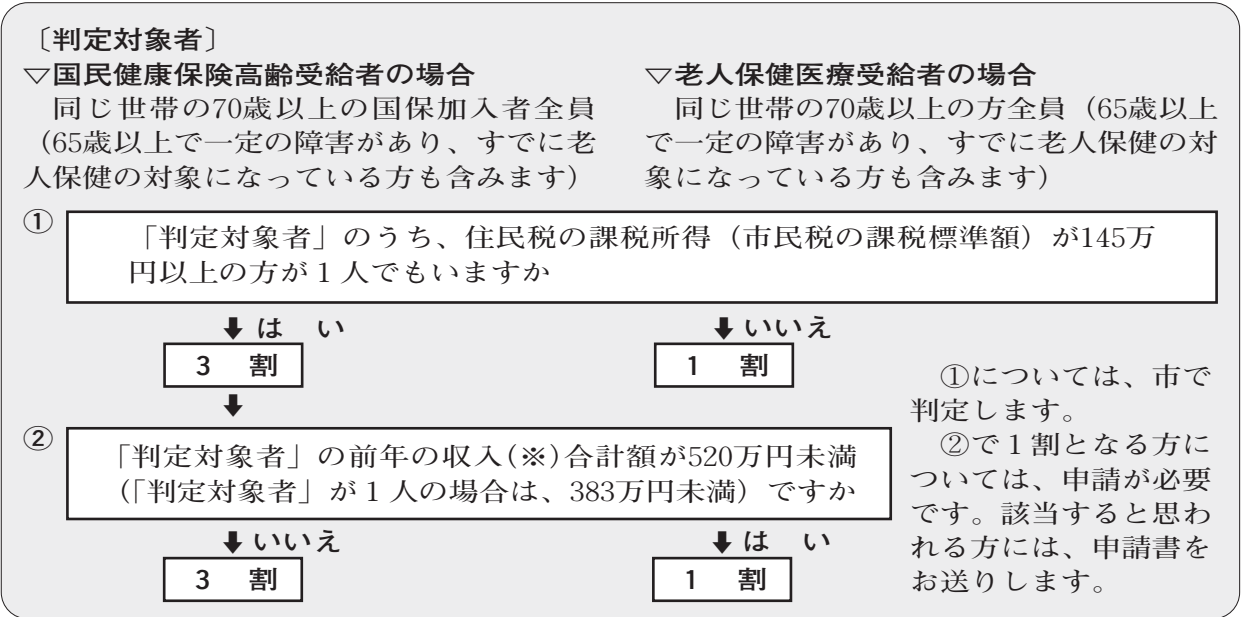
〔減額の内容〕「限度額適用認定証」をお持ちの方は、入院時の自己負担限度額（住民税非課税世帯の場合、入院時の食事代も減額）が適用されます（表3参照）。

■表 4 高額療養費の自己負担限度額（70歳以上の方）

区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（※）	4万4,400円	8万100円＋医療費が26万7,000円を超えた場合は、その超えた分の1％
一般	1万2,000円	4万4,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	1万5,000円

※現役並み所得者 同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける国保被保険者がいる方

■図 1 受給者証の負担割合判定方法



※この収入は、公的年金・給与収入・その他の収入金額すべてが対象となります。
※収入金額は、世帯の合計金額で判定しますので、「判定対象者」全員の収入金額の合計です。
※遺族年金や障害年金等、課税対象外の収入や退職金は、ここでの収入とはなりません。

老人クラブ会員募集

〔対象〕60歳以上

〔申し込み・問い合わせ〕直接下記会長まで。

■老人クラブ一覧

名 称	会長名	住 所	電話番号	地 域
第一長寿会	国井 功雄	中和泉 3－22－22	(3489) 0883	中和泉 2～5 丁目
第二長寿会	添谷 淑子	岩戸南 1－6－23－301	(3489) 5395	岩戸南全域
第三長寿会	清水 清晴	東野川 3－12－2	(3489) 0763	東野川全域
多摩川六十路会	宮林 幹雄	西和泉 2－5－402	042(484)5178	西和泉全域
南部長寿会	飯田 利武	猪方 2－23－8	(3480) 8532	猪方全域
いづみ長寿会	遠藤 ヨシ	東和泉 2－6－7	(3480) 0138	東和泉 1～2 丁目
あづま長寿会	勝瀬 澄子	岩戸北 1－12－10－403	(3430) 4382	岩戸北全域
第五長寿会	高野喜代子	元和泉 2－25－27	(3489) 3188	中和泉 1 丁目、 元和泉全域
第六長寿会	土本 義夫	東和泉 3－7－19	(3480) 3929	東和泉 3～4 丁目
第七長寿会	副島 節子	西野川 4－2－4	(3489) 7819	西野川全域
駒井町健康クラブ	登嶋 善隆	駒井町 1－23－4	(3480) 7515	駒井町全域
和泉本町健康クラブ	杉山 徳夫	和泉本町 2－17－2	(3489) 0235	和泉本町全域 (都営住宅除く)
若草会	樋口 満	和泉本町 4－7－43－204	(3480) 1212	和泉本町 4 丁目 7 番 (都営住宅)
狛江団地健康クラブ	海野 兼由	和泉本町 4－7－2－202	(3489) 4633	狛江セントラル ハイツ
はなみずき会	丸山 隆士	和泉本町 1－36－1－918	(3430) 1792	狛江セントラル ハイツ
百の会	杉浦 祝子	西和泉 1－15－110	090(4547)8564	西和泉 1 丁目

人権擁護委員に

島田美笛さんが委嘱されました



後1時から4時まで「人権身の上相談」を開
設しています。

このたび、市長が推薦し議会の同意を得た
島田美笛さんが7月1日付けで法務大臣から
人権擁護委員として委嘱されました。

今後、2人の人権擁護委員（佐藤安正委員、
松崎正勝委員）と協力して皆さんからの相談
を伺います。

〔問い合わせ〕市民協働課

広報「こまえ」が 1,000号の発行を迎えます 記念事業実行委員募集

昭和27年4月25日に第1
号を発行した広報「こまえ」
が、平成20年2月15日発行
号で1,000号を迎えま
す。この発行に際して記念
事業を実行委員会形式で行
うにあたり、実行委員を募
集します。

〔対象〕市内在住・在学・
在勤の20歳以上の方

〔活動期間〕8月～平成20
年3月

〔会議〕平日昼間または夜
間に開催

〔内容〕▽1,000号記
念紙面の内容についての提
案および編集への協力▽記
念事業の提案および実施
に際しての協力

〔申し込み・問い合わせ〕7月31日(火)までに情報課
へ。

「地域安心安全情報 システム」に登録を

市ではパソコンや携帯電話の
インターネットを活用して、住
民が地域の犯罪の発生情報や不
審者の目撃情報等を共有するこ
とで、地域の安心安全のために
役立てることを目的に「地域安
心安全情報システム」の登録活
用をお願いしています。

主な配信内容は、調布警察署・
成城警察署・市教育委員会から
の犯罪発生情報、不審者出没情
報等各種防犯・防災情報です。
子どもの見守りの強化と防犯
防災活動にぜひ活用ください。

門柱灯等点灯

「明るい」防犯まちづくり運動

安心安全なまちづくりを目指して

夜間の犯罪防止対策として、
2月から市内全域の各家庭や商
店、事業所等の門柱灯や玄関灯
等の終夜点灯による「門柱灯等
点灯「明るい」防犯まちづくり
運動」を実施しています。

住宅や商店、事業所等の門柱
灯や玄関灯等を終夜点灯してい
ただき、暗い場所をなくすこと
で、ひたたくり・性犯罪等の各
種犯罪や、交通事故・歩行中の
転倒等の事故防止、自宅への不
審者侵入等の防止など防犯効果
も期待できます。

この運動は、狛江市生活安全
対策協議会・狛江市・調布警察
署の三者が主体となって市民の

〔システムを利用するには〕

事前にパソコンや携帯電話の
メールアドレスを登録すれば、
自動的に情報が配信されます。
登録していなくても、同様の
内容を閲覧できます。

▽パソコンから(<http://www.anshin-komae.jp/Community>)

▽携帯電話から(<http://www.anshin-komae.jp/Community/mobile/>)

▽市ホームページから(<http://www.city.komae.tokyo.jp/>)

〔問い合わせ〕総務防災課



〔問い合わせ〕総務防災課



—その 162—

と、録音機の移動ができないた
め、録音するときには、わざわざ
スタジオまで来てもらわなけ
ればならない不便さはあったが、
それでも徐々に販売を伸ばして
いった。

特に長尺の特性を活かして、
浪花節や講談、浪曲、長唄など
邦楽の録音に多く使われ、踊り
の師匠や邦楽愛好家などに利用
されていた。

なかには長塚節原作「土」の
ように、丸山定夫、山本安英、
東野英治郎など新築地劇団の俳
優によって録音されたドラマも
あった。

しかし日中戦争が始まり、非
常時体制が強まるなか、昭和15
年7月7日に発令された「奢侈
品等製造販売制限規則（七・七
禁令）」「戦時写真禁止令」など
によって製造中止が命じられた。

奢侈品等製造販売制限規則と
いうのは、戦争遂行に当たって、
奢侈品、不要不急品、規格外製
品の製造と販売を禁止し、生産
資材と労働力の重点化を徹底さ
せるとともに、戦時国民生活の
刷新を図ろうとする経済統制、
思想統制の一つでもあった。

そのため、同年、会社は解散
に追い込まれ、その跡地には湘
南製作所ができて、砲弾の弾頭
や薬莖、機関銃の弾を入れる装
弾施など、軍需物資の生産を行
うようになった。

そして戦後になり、製造の再
開を試みたが、ときすでにテー
プレコーダーやLPレコードが
できたため、復活することなく、
完全に姿を消してしまった。

井上 孝

（狛江市文化財専門委員）

行政けいごばん

7 月の夜間・日曜納税窓 口

▽日曜納税窓口

〔日時〕29 日(日)午前 8 時 30 分～午後 5 時

▽夜間納税窓口

〔日時〕26 日(木)午後 8 時まで
〔会場〕収納課

なお、平成 19 年度固定資産税・都市計画税（第 2 期分）、国民健康保険税（第 1 期分）、介護保険料（第 1 期分）は、7 月 31 日(火)までに納めてください。

※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

〔問い合わせ〕収納課

●老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります

平成 20 年 3 月末日の時点で、75 歳以上の方と 65 歳以上 75 歳未満の障害認定を受けている方は、現在加入している国民健康保険や社会保険から自動的に「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

また、平成 20 年 4 月以降に、新たに 75 歳になる方は、65 歳以上 75 歳未満の障害認定を受けている方を除き、75 歳の年齢に達する日から加入します。特に加入の手続きは必要ありません。

現在、医療機関で診療を受ける場合は、被保険者証と老人医療受給者証が必要ですが、平成 20 年 4 月からは、新たな後期高齢者医療制度の被保険者証を提示することになります。

●浸水被害の予防のために 家の周囲などの再確認を

被保険者証は、平成 20 年 3 月ごろお渡しする予定です。

受診の際は、これまでの老人保健制度と同様に、一般の方が窓口で支払う自己負担の割合は 1 割となります。ただし、一定以上の所得を有する方（現役並み所得者）の自己負担の割合は 3 割となります。

新たな制度の運営は都道府県単位で行うため、都内にあるすべての区市町村が加入して「広域連合」を設立しました。

広域連合では、後期高齢者医療制度の準備状況や制度の概要を、ホームページ「東京いきいきネット」(<http://www.toky-o-ikiki.net/>)で情報提供しています。

〔問い合わせ〕保険年金課

●行政評価委員会の市民委員を再募集します

市民等の視点から行政評価を行うため、行政評価委員会の市民委員を再募集します。

〔対象〕市内在住・在学・在勤で 18 歳以上の方

〔募集人員〕5 人

〔任期〕検討結果を市長に報告（平成 20 年 3 月ごろを予定）するまで

〔会議〕10 回を予定

〔応募方法〕7 月 31 日(火)までに住所・氏名・年齢・性別・電話番号および作文「応募の動機」を 800 字以内にとり、持参・郵送または電子メール (kikaku@city.komae.lg.jp) で企画経営室へ。

集中豪雨などにより、短時間に大量の雨水が路上を流れ、道路の冠水や住宅への浸水等の被害をもたらすことがあります。

次の点を確認の上、ご協力をお願いします。

▽道路集水ます、雨どい、地下駐車場の排水溝に、



ごみや落ち葉などがたまり

ないように。大雨のときは、洗濯機や風呂の水は流さないように。下水道管が詰まる原因となる油等を流さないように。土のう等の準備もしておきましょう。

▽浸水の恐れのある場所では、※3 月に配布した「狛江市洪水ハザードマップ」の一部に誤りがあり、石原水位観測所の水位に注意しましょう。こののはん瀬危険水位 5・30 m を 5・20 m に訂正をお願いします。

〔問い合わせ〕総務防災課

●雨水浸透ます設置費用の一部を助成します

雨水を地下へ浸透させることにより、湧き水や川のせせらぎ、樹木の緑を保つことができます。

雨水をできるだけ地下に浸透させるために、雨水浸透ますの設置を推進しています。

市内の個人住宅等で 1 戸につ

き 4 基までが助成対象になりますが、規格により助成単価が異なります。

なお、申請は市指定下水道工事店が皆さんに代わって手続きを行います。

〔問い合わせ〕環境改善課

●「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」のロゴマークを募集します

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、都内 62 の市区町村が東京の緑保全や温室効果ガス削減への取り組みにおいて連携・共同することによって、各自治体の地域特性に応じた自然環境保護、温暖化防止対策の推進を図ることを目的に実施するものです。

そのシンボルとなるロゴマークを募集します。詳細は、特別区協議会ホームページ (<http://www.tokyo-23city.or.jp/log-o.html>) をご覧ください。

〔問い合わせ〕環境改善課

●20 歳になったら国民年金に加入しましょう

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の方は国民年金に加入します。

国民年金は、一生の保障で、老後の生活の支えとして受けられる老齢基礎年金はもちろん、万が一、病気やケガなどで障害が残った場合や死亡した時には、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます。

これらの年金を受けるためには、国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。20 歳になったら、必ず加入の手続きを行ってください。

なお、保険料の納付が困難な場合は、免除制度や学生納付特例・若年者納付猶予などの猶予制度があります。

国民年金の加入手続きは、保険年金課へ。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 ☎ 042(361)1011

●インターネット等を利用して国民年金保険料が納められます

国民年金保険料の納付方法は、納付窓口（全国の銀行、郵便局、コンビニエンスストア、社会保険事務所）での現金納付や口座振替以外に、インターネット等を利用した「電子納付」があります。

電子納付は、それぞれインターネット・モバイル・テレホンバンキング、ATM を利用する方法があり、手元に納付書を準備するだけで、納付窓口に行かずに保険料を納付できます。

インターネット・モバイル・テレホンバンキングの利用には、利用する金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法等、詳しくは各金融機関へお問い合わせください。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 ☎ 042(361)1011

●国民年金の納付が困難な方に、申請免除・納付特例・納付猶予制度があります

〔申請免除（全額免除・一部免除）〕被保険者・配偶者および世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

〔学生納付特例〕大学・短大・専修学校等に通っている学生で、前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

〔若年者納付猶予〕被保険者（30 歳未満・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、申請により受けられます。

いずれの制度も承認された期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。

ただし、一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めなければ算入されません。

なお、申請免除の承認期間に限り、年金額の計算に一部反映されますが、学生納付特例・若年者納付猶予制度の承認期間は、保険料の納付がない場合、年金額の計算には反映されません。

いずれも承認を受けてから 10 年までの間に、保険料を追納することができ。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に追納する場合は、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 ☎ 042(361)1011

●審議会等の公開

【第 2 回「音楽の街・狛江」構想推進委員会

〔日時〕7 月 23 日(月)午後 7 時から

〔会場〕502・503 会議室

〔問い合わせ〕市民協働課

【テーマ型まちづくり協議会支援活動発表会

〔日時〕7 月 22 日(日)午後 1 時 30 分から

分

〔会場〕中央公民館

〔問い合わせ〕計画課

●狛江市社会教育委員の会議

〔日時〕7 月 18 日(水)午後 6 時 30 分から

〔会場〕503 会議室

〔問い合わせ〕社会教育課

●第 2 回長屋門復元ワークショップ

〔日時〕7 月 22 日(日)午前 10 時 30 分～正午

〔会場〕古民家園

〔問い合わせ〕社会教育課

●第 178 回東京都都市計画審議会

〔日時〕9 月 11 日(火)午後 1 時 30 分から

〔会場〕都庁第一庁舎特別会議室 A

〔定員〕15 人（多数抽選）

〔案件〕「東京都都市計画道路幹線街路環状第 2 号線」ほか

※詳細は、都庁ホームページ (<http://www.metro.tokyo.lg.jp>) または都庁都市計画課へ。

※抽選の場合は、8 月 29 日(火)に都庁会議室で公開により実施します。傍聴者として決定した方には、決定通知を送付します。

〔申し込み・問い合わせ〕8 月 22 日(水)（消印有効）までに往復はがき（1 人 1 通のみ有効）で住所・氏名・電話番号および

「第 178 回東京都都市計画審議会傍聴希望」と記入の上、〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都都市整備局都市計画課 ☎ (5388) 3225 へ。

健康と衛生

健康診査

Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕8月6日(月)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成18年1月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っている幼児の歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

■3歳児健康診査

〔日時〕8月9日(木)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成16年7月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

検診

Health

■結核検診

受診は、1年度につき1回無料となります。
なお、勤務先等で検診の機会

のある方は受けられません。

〔日時〕8月2日(木)受付時間は午前11時～11時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕65歳以上の市民〔内容〕胸部レントゲン撮影※直接会場へお越しください。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

予防接種

Health

■BCG接種

〔日時〕8月7日(火)受付時間は午前10時～10時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕生後3～6カ月未満（2月9日～5月8日生まれ）の乳児〔持ち物〕母子健康手帳・予診票・髪の毛をまとめるゴム・ピン等※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

教室

Health

■ママ・パパ学級

現在第1子妊娠中のお母さん・お父さんのための3日間の講座です。妊娠中の生活、出産、育児について学びながらお友だちづくりをしませんか。

〔会場〕あいとびあセンター
〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181へ。

■講演会「パーキンソン病」

〔日時〕8月7日(火)午後2時～4時〔会場〕多摩府中保健所
〔対象〕患者とその家族および関係者〔定員〕先着60人〔内容〕病気の理解と最近の治療について〔講師〕沖山亮一さん（都立神経病院医長）
〔申し込み・問い合わせ〕7月31日(火)までに多摩府中保健所 ☎042（362）2334へ。

健康相談

Health

■育児相談

育児に関する悩みや相談、お母さん自身の心や体のことなど気軽に相談ください（お子さんの身長、体重も測れます）。
〔日時〕7月25日(水)午前9時30分

〔問い合わせ〕医師会事務所 ☎（3488）2267

■無料健康相談

〔日時〕7月19日(木)午後1時30分～2時30分〔会場〕あいとびあセンター〔科目〕小児科・外科
〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181

■フロアー健康相談

自分や家族の健康のこと、食事のこと、子育てのことなどを保健師・管理栄養士等が相談に応じます。
〔日時〕7月20日(金)午前9時30分～11時30分〔会場〕あいとびあセンター
〔問い合わせ〕健康課 ☎（3488）1181



8月の介護予防普及啓発事業

■認知症〳症状別の対処方法を学ぶ〳

〔日時〕21日(火)午後2時30分～4時

〔講師〕墨岡孝さん（成城墨岡クリニック院長）
〔定員〕各回先着20人

■腰痛の原因とその予防

〔日時〕24日(金)午後1時30分～3時

■笑って長生きライブINこまえ苑

〔日時〕29日(水)午後1時30分

〔講師〕笑顔工場
の皆さん
〔定員〕各回先着20人



※教室開催中の水分は、各自ご準備ください。
〔申し込み・問い合わせ〕7月17日(火)から在宅介護支援センターこまえ苑 ☎（3488）2417へ。

小児初期救急
平日夜間診療

〔診療日〕月～金曜日（当院の休診日は除く）
〔受付時間〕午後7時～9時30分
〔対象〕15歳以下の急病のお子さん

※事前に電話をしてから受診
○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室」
☎（3488）2061

休日診療

〔診療日〕15日・16日・22日・29日
〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分
〔会場〕あいとびあセンター

○休日応急診療所

☎（3488）9121

○休日歯科応急診療所

☎（3488）9171

○休日診療薬局

☎（3488）1519

24時間
医療機関案内



○狛江消防署

☎（3480）0119

○ひまわり

☎（5272）0303

インターネット <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

住宅用火災警報器を

ご存じですか

〳今お住まいの住宅にも平成22年4月1日から設置が義務となります〳

住宅用火災警報器は、煙や熱を感知して警報音などで火災を知らせてくれるものです。火災の早期発見には住宅用火災警報器が大変有効です。

東京消防庁管内では、住宅火災による死者が昨年に比べ約25人増えています（7月1日現在）。もしもの時に備え早めに住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器は義務設置になりました

た

火災予防条例の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務となりました。すでに新築、改築する住宅については平成16年10月1日から義務となつていますが、既存の住宅も平成22年3月31日までに住宅用火災警報器が必要となります。これは一戸建ての住宅だけでなく、共同住宅や店舗を兼ねた自宅も対象です。

ぜひこの機会に、住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器を
展示しています

▽7月17日(火)～20日(金) 西河原公民館
▽7月23日(月)～27日(金) 南部地域センター
▽7月30日(月)～8月10日(金) 市役所2階ロビー

住宅用火災警報器の種類

煙式と熱式がありますが、火災をいち早く発見するため、煙式を設置しましょう。台所など火災以外の煙を感知する恐れのある場所では熱式でもかまいません。電源はコンセントからと



住宅用火災警報器設置促進キャンペーンを実施中

る方式や、電池方式があります。耳の不自由な方は、光や振動を発する機器などを取り付けることにより、音以外の方で火災を知ることができます。
8月10日まで、狛江消防署を始め、市内の地域センターや狛江駅で住宅用火災警報器の設置促進キャンペーンを実施しています。

インフォメーション

催し

お知らせ

■小河内ダムしゅん工50周年記念事業

▽奥多摩湖ふれあいベンチの寄附金募集
〔内容〕奥多摩湖周辺にメッセージや寄附者名が入った「奥多摩湖ふれあいベンチ」の設置
〔種類〕Aタイプ1口5万円・15口、Bタイプ1口5、000円・150口（応募状況により変更）
〔募集期間〕7月31日（火）まで（数に達した段階で終了）
▽記念切手の販売
〔種類〕ダムや周辺施設などの記念フレーム切手（80円シール式切手10枚で1シート、記念封筒5枚および記念便せん10枚付き）
〔価格〕1、200円（税込）
〔販売数量〕1、500シート
〔販売期間〕11月30日（金）まで（売り切れ次第終了）

▽ダム作品展覧会作品募集
小河内ダムやダム周辺の自然等を題材とした俳句・川柳・写真・絵画・CGアート作品を募集。
〔募集期間〕7月31日（火）まで※写真・絵画・CGアート募集に關しては、23日（月）に現地見学会を開催します。詳しくは、問い合わせください。
〔申し込み・問い合わせ〕東京都水道局管理課 ☎（5320）6437へ。

■はかりの定期検査

商店での取り引きや学校、病院等での証明に使用する「はかり」は、2年に一度の検査を受けなければなりません。
今回の検査から、すべての「はかり」について検査員が受検対象の方々のお店などへ直接伺い検査を実施します。それに伴い、30kg超えの機械式はかりの材料に若干変更があります。※受検対象の方には事前にはがきで通知します。通知が届かなかつた方、新たに「はかり」を使用する、または使用しなくなった方はご連絡ください。

〔日程〕8月20日（月）～23日（木）
〔問い合わせ〕産業生活課または東京都計量検定所検査課 ☎（5470）6638
（5470）6638
■「東京しごとセンター多摩」8月1日オープン
〔利用時間〕月～金曜日午前9時～午後6時
〔所在地〕国分寺市南町3-22-10東京都労働相談情報センター国分寺事務所
〔サービス概要〕プロのアドバイザーが、あらゆる年齢層の方を対象にキャリアカウンセリングからセミナー、職業紹介まで、就職支援を無料で行います。

〔問い合わせ〕東京都産業労働局就業推進課 ☎（5320）4708、東京しごと財団 ☎（5211）2315（7月31日まで） ☎042（329）4510（8月1日から）

■業務用冷凍空調機器の廃棄にはフロンガス回収が義務付けられています

飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコンなどの業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う場合、冷媒として充填されているフロンガスの回収が義務付けられています。より10月1日からは、フロンガスの回収を委託する際に、受託者に委託確認書等の法律で定められた書面を交付しなければなりません。建物を解体する場合も、業務用冷凍空調機器からのフロンガスの回収が必要です。フロンガスの回収は都道府県に登録したフロンガス類回収業者に委託しなければなりません。※家庭用エアコン・冷蔵庫は対象外です。
〔問い合わせ〕東京都環境局環境配慮事業課 ☎（5388）3471

セミナー

■消費生活市民講座「電気を正しく使って快適ライフ」～電気の安心・安全を再確認して正しく使いましょう～

〔日時〕7月28日（土）午前10時～正午
〔会場〕中央公民館（定員）30人（大人のみのみ）
〔内容〕電気の安全な使い方や節約のしかた
〔講師〕財団法人電気保安協会職員（持ち物）筆記用具
〔申し込み・問い合わせ〕17日（火）午前9時から産業生活課へ。



■排水設備工事責任技術者資格試験

〔日時〕10月14日（日）午前10時～正午
〔会場〕青山学院大学（受験料）6、000円（申込書の配布）7月25日（水）から環境改善課で配布（受付期間）8月1日（水）～31日（金）（消印有効）
〔申し込み・問い合わせ〕環境改善課へ。

■公開勉強会「税源移譲・住民税の簡単な計算方法」

〔日時〕8月2日（水）午後2時～3時30分
〔会場〕JAMAINズ狛江支店
〔対象〕市民（定員）50人
〔講師〕課税課職員
〔申し込み・問い合わせ〕（社）武蔵府中青色申告会事務局 ☎042（362）8466へ。

「子ども議会」の開催

市内小学校から選ばれた24人の子ども議員の皆さんに日ごろ感じている疑問点や意見を出してもらいます。
答弁は、市長・教育長等が行います。
〔日時〕8月19日（日）午前9時

から
〔会場〕3階市議会議場
〔問い合わせ〕児童福祉課
社課



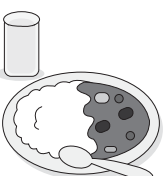
浴衣を着ましよう！若い方も大歓迎！今年はペアでキメてみませんか

〔日時〕8月4日（土）男性の部午後1時から・女性の部2時から30分
〔定員〕男女各20人
〔講師〕竹中静江
〔申し込み・問い合わせ〕7月16日（祝）午前9時から上和泉地域センター ☎（3489）9101へ。



夏休み子ども料理教室

〔日時〕8月5日（日）午前10時から
〔対象〕小学生
〔定員〕先着20人
〔講師〕岩戸地域センター運営協議会事業部
〔参加費〕200円
〔持ち物〕エプロン・三角巾・手拭きタオル・ふきん・持ち帰る。
〔申し込み・問い合わせ〕7月17日（火）午前9時から岩戸地域センター ☎（3488）7040へ。



小・中学生 南部地域センターへ集まれ！

今年度も小・中学生を中心にした「南部武遊伝」事業をいろいろ計画しています。
参加登録をして一年間大いに活動してみませんか。
第1回目は7月25日（水）に、「うどん」を作って、みんなで食べます。
※登録なしでも参加できます。
〔申し込み・問い合わせ〕南部地域センター ☎（3489）2150へ。



以下は広告枠です

不動産のことなら

東急リバブル

はいとうきゅう

TEL042(481)0109

国土交通大臣許可(9) 第2611号

ひとつエコライフ

ふとん仕立て直しセール

7月15日→7月22日まで

掛布団・敷布団1枚につき 6900円より

製造直売だから安い!!

緑野小学校近く

いづみやふとん店

03-3489-1771

ERAは世界の不動産ネットワーク

INAXシステム統合企業 住生活グループのメンバーです。

http://www.kinuyama-fudosan.co.jp/

パノラマ映像で室内をご覧いただけます

賃貸・売買・リフォーム・新築 何なりとご相談下さい

不動産の買い取りも行っています

売買のお客さま 絹山不動産株式会社 TEL 03-3480-5551

賃貸のお客さま アバット賃貸狛江北口店 TEL 03-3480-5597

絹山不動産(株) 狛江市中和泉1-1-3 都知事免許(8)第38761号

募集

■インドアで雨でも安心！かみいずみフリーマーケット出店者

〔日時〕9 月 29 日(土)販売時間は午前 10 時～午後 3 時〔定員〕先

着 50 組(18 歳未満不可)〔出店料〕1 区画(2 m×2 m) 5 0 0 円

※1 組 1 区画に限る。〔申し込み・問い合わせ〕上和泉地域センター ☎(3 4 8 9)

9 1 0 1 へ。

■なかま T A X (税) 音楽コンクール出場者 11 月 11 日から 16

日は税を考える週間 〔日時〕11 月 15 日(木)午後 4 時 30

分開演〔会場〕府中の森芸術劇場ふるさとホール〔内容〕▽合

唱部門 小学生の部・中学生の部・高校生

の部・一般の部で課題曲・自由曲各 1 曲で行う。参加団体の構成は、参加者の半数

程度が府中・調布・狛江市に在住・通学・勤務していること▽

作詞・作曲部門 参加者は都内および近郊在住または通学・勤務者とする。1 人で数曲の応募

も可とする。※作詞に当たっては税と e-Tax に関する用語を 3 つ以上使用すること。

〔申し込み・問い合わせ〕(独)武蔵府中法人会事務局 ☎0 4 2 (3 6 3) 3 5 0 1 へ。

生の部 都内の学校に在学する中学生▽高校生の部 都内の学校に在学する高校生〔作品の規格等〕画用紙サイズ(約 5 4 0

mm×3 8 1 mm) により、作品に「国民年金」、「公的年金」または「年金」の文言を入れてくだ

さい。※応募は 1 人 1 作品とし、未発表の作品に限ります。

〔申し込み・問い合わせ〕9 月 14 日(金)(消印有効) までに作品の裏面に氏名・学校名・学年を明記の上、学校ごとに〒1 6 9

8 0 1 2 新宿区大久保 2-12-1 東京社会保険事務局企画課 ☎(5 1 5 5) 1 7 1 3 へ。

スポーツ

■元和泉テニスコート改修工事に伴う説明会

〔日時〕7 月 25 日(水)午後 6 時 30 分・8 月 5 日(日)午前 10 時〔会場〕5 0 3 会議室

〔問い合わせ〕体育課 ☎(3 4 3 0) 1 1 4 1

■市民総合体育館個人開放をお休みします

7 月 23 日(月)の親子体操はお休みします。

〔問い合わせ〕体育課 ☎(3 4 3 0) 1 1 4 1

■市民スポレク水泳大会

〔日時〕8 月 18 日(土)午前 9 時～午後 零 時 30 分(雨天中止)〔会場〕第二中学校プール〔対象〕市内在住・在学・在勤者で小学生以上の健康な男女〔種目〕自由形(25 m・50 m・1 0 0 m)、平泳

ぎ・背泳ぎ・バタフライ(各 25 m・50 m)、個人メドレー 1 0 0 m、各種目年別・男女別〔参加費〕小・中学生 2 0 0 円、高校生以上 5 0 0 円(2 種目まで。当日、受け付けでお支払ください) ※詳しくは水泳協会ホームページ(<http://www.hotcore.jp/arais/komafa.htm>)をご覧ください。

▽人形劇ワークショップ〔日時〕9 月 15 日(土)・29 日(土)・10 月 13 日(土)・27 日(土)午後 2 時～4 時(全 4 回)〔対象〕小学校 4 年生

▽小学生〔定員〕15 人〔講師〕永野むつみさん(人形劇団ひばり)〔参加費〕実費(材料費)

〔申し込み〕各回とも 7 月 18 日(水)午前 9 時から

公民館

◎西河原公民館 ☎(3 4 8 0) 3 2 0 1

■青少年女性体験教室▽木工作品づくり〔日時〕8 月 25 日(土)・26 日(日)午前 10 時～午後 3 時〔対象〕小・中学生(小学校 3 年生以下は保護者同伴)〔定員〕各日 12 人〔講師〕クラフトハウス 狛江〔持ち物〕弁当・飲み物〔参加費〕5 0 0 円(材料費)

◎上和泉おはなし会〔日時〕7 月 23 日(月)0 歳からの部午後 3 時 15 分から・4 歳からの部 3 時 45 分から〔絵本〕ふしぎなたいこ・でこちゃん〔おはなし〕悪魔レストラン

■上和泉おはなし会〔日時〕7 月 23 日(月)0 歳からの部午後 3 時 15 分から・4 歳からの部 3 時 45 分から〔絵本〕ふしぎなたいこ・でこちゃん〔おはなし〕悪魔レストラン

図書館

◎上和泉地域センター ☎(3 4 8 9) 9 1 0 1

■上和泉おはなし会〔日時〕7 月 23 日(月)0 歳からの部午後 3 時 15 分から・4 歳からの部 3 時 45 分から〔絵本〕ふしぎなたいこ・でこちゃん〔おはなし〕悪魔レストラン

◎上和泉おはなし会〔日時〕7 月 23 日(月)0 歳からの部午後 3 時 15 分から・4 歳からの部 3 時 45 分から〔絵本〕ふしぎなたいこ・でこちゃん〔おはなし〕悪魔レストラン

笑顔サービス協力会員になって地域のささえあい活動に参加してみませんか

〔出張説明会〕▽7 月 24 日(火)午後 1 時・3 時、中央公民館▽8 月 30 日(木)午前 10 時 30 分、あいとびあセンター

〔主な活動内容〕食事作り・洗濯・掃除・買い物・外出介助・話し相手等、日常生活のことで困っている高齢者・障がい者(児)・子育て中の家庭

等へのサービスの提供〔謝金〕1 時間 8 0 0 円～1, 0 0 0 円

〔登録要件〕笑顔サービスの趣旨に賛同し活動できる心身ともに健全な 18 歳以上の市民〔問い合わせ〕狛江市社会福祉協議会 ☎(3 4 8 8) 0 2 9 4

有償刊行物のご案内

市では、狛江市情報公開条例の趣旨にのっとり発行する刊行物をすべて頒布対象としており、市民の皆さんに広く市政情報等を提供するため、各種刊行物を頒布しています。

刊行物の頒布は、原則有償とされていますが、庁内にオンデマンド印刷機を備え、低価格で市民の皆さんへ提供できるよう努めています。

今年度についても、これまでに 12 冊の刊行物を発行しています。遠隔の方への郵送(実費負担)等も行っていますので、気軽にご相談ください。

なお、部数に限りがある場合もありますのでご了承ください。お求めは、直接、担当課にお問い合わせください。

その他の刊行物については、市ホームページをご覧ください。〔問い合わせ〕企画経営室



■平成 19 年度発行分 主な有償刊行物等一覧表

資 料 名	頒布価格	担当課
平成 19 年度予算書	510 円	企画経営室
平成 19 年度予算資料	60 円	企画経営室
狛江市情報化アクションプラン(e-Komae 新改革戦略)	70 円	情報課
狛江市アクションプラン「第 3 次行財政改革推進計画編」(平成 19 年度修正版)	30 円	企画経営室
狛江市アクションプラン「実施計画編」(平成 19 年度修正版)	150 円	企画経営室
狛江市アクションプラン「定員適正化計画編」(平成 19 年度修正版)	40 円	企画経営室
狛江市アクションプラン「公の施設の管理運営方針編」(平成 19 年度修正版)	30 円	企画経営室
狛江スタイル教室 青年教室 2006 年 いなほ	120 円	公民館
狛江市の監査 平成 19 年度版	100 円	監査委員事務局
狛江市障害福祉計画	120 円	社会福祉課
平成 18 年度狛江市公民館の活動の記録	220 円	公民館
平成 18 年度 狛江市清掃概要	50 円	清掃課

以下は広告枠です

安心と信頼で 40 余年
生前のご相談・お見積も承ります

くらしの友

調布総合斎場

万が一のときは、365 日 24 時間受付
調布市布田 6-23-1 ☎042-487-4241

経済産業大臣表彰受賞 消費者志向優良企業(平成 7 年度・12 年度)

「新築そっくりさん」とは、ご家族の夢を実現する住友不動産の「新・建て替えシステム」です。

◆◆◆◆◆「新築そっくりさん」6 つの安心◆◆◆◆◆
① 新潟中越地震で実証された耐震補強 ③ 完全定価制で予算オーバーなし ⑤ 住みながらの施行が可能
② 費用は建て替えの半分(※当社比) ④ 専属棟梁による直接施行 ⑥ 工期も建て替えの半分(※当社比)

住友不動産

新築そっくりさん 調布営業所

〒163-0210 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 10F
建設業許可番号 国土交通大臣許可(特-17) 第 4638 号
一級建築士事務所 東京都知事登録第 50008 号

見学会、相談会を市内で予定しています。詳細はお問い合わせください。
お問合せは 0120-059-688
FAX 03-3346-7331
<http://www.sokkuri3.com>

資料請求券
01.07

ふるさと自然体験塾の スタッフ募集

ふるさと友好都市新潟県川口町で、小学校 4 ～ 6 年生を対象に、キャンプや夏野菜収穫体験などを行う「ふるさと自然体験塾」にスタッフとして参加してみませんか。

〔対象〕 スタッフに女性が少ないため、自然体験や子どもの好きな 18 歳以上の女性の方を若干名

〔内容〕 小学生の引率、キャンプ等のお手伝い

〔申し込み・問い合わせ〕 市民協働課へ。

〔日程〕 8 月 17 日（金）～ 19 日（日）（2 泊 3 日）

多摩・島しょ子ども体験塾・科学体験事業

「でんちまつり」

科学の楽しさを体感してください

〔日時〕 8 月 4 日（土）午前 10 時～午後 4 時

〔会場〕 国営昭和記念公園内花みどり文化センター

〔対象〕 小・中学生とその保護者（小学校 1・2 年生は要保護者同伴）

〔内容〕 手作り乾電池教室、電池エネルギー体験教室、虎の子レースほか



昨年の「でんちまつり」の様子

〔問い合わせ〕 多摩・島しょ子ども体験塾「でんちまつり」事務局（東京 MX テレビ内） ☎（5213）3250（平日午前 10 時～午後 6 時）



◎岩戸児童センター

☎（3489）5414

■タスケチャンピオンズカップ
〔日時〕 7 月 24 日（火）午後 4 時～5 時〔対象〕 小学生・中学生・高校生〔内容〕 小学校低学年・高学年、中学生、高校生に分かれてタスケのチャンピオンを決定

◎子ども家庭支援センター

☎（5438）6606

■ふれあいの音楽会
〔日時〕 7 月 21 日（土）午前 11 時～正午
〔対象〕 乳幼児親子・小学生



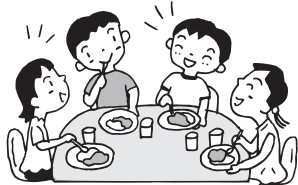
■スタッフタイム「ブーブーラッパ」〔日時〕 7 月 20 日（金）午後 3 時～5 時〔対象〕 小学生（乳幼児保護者同伴可）

■映画会「名探偵コナン 銀翼の奇術師」〔日時〕 7 月 21 日（土）午後 1 時～3 時〔対象〕 小学生（乳幼児保護者同伴可）

■お母さんの折り紙タイム
〔暑中お見舞いカード〕

〔日時〕 7 月 23 日（月）午前 10 時 30 分～11 時 30 分〔対象〕 乳幼児親子〔定員〕 先着 10 組

■昼食会「カレーライス」
〔日時〕 8 月 3 日（金）午前 10 時～午後 1 時〔対象〕 小学生



〔定員〕 15 人〔参加費〕 200 円〔申し込み〕 7 月 21 日（土）午前 10 時から窓口へ。

◎泊江子どもの家

☎（3488）1231

■園庭開放
〔日時〕 7 月 19 日（木）午前 10 時～11 時（雨天中止）
〔内容〕 手あそび・リズムうき・子育てに関する相談

ふるさと友好都市 新潟県川口町 4

～20 年目の交流をむかえて～

昭和 62 年 7 月 25 日、町内外からの招待者約 500 人が出席し、町制施行 30 周年記念式典と併せて泊江市との「ふるさと友好都市提携」の調印式が行われました。提携書には、互いにふるさとと呼びあえる心ふれあう交流を誓い、次のように記されています。

自然の持つ豊かな恵みは、人々の心に「うるおいとやすらぎ」をもたらします。豊かな自然を愛する泊江市と、美しい自然に恵まれた川口町は、教育・文化・スポーツ・産業など幅広い分野において交流を行い、相互の発展と「ふるさと」

と呼びあえる心ふれあう友好都市となることを提携いたします。

翌年 7 月には両市町において非常災害が発生したときに備え、「災害時における相互援助に関する協定」も交わされました。

平成 16 年 10 月 23 日の中越大地震の際は、泊江市消防団員や市職員で組織する支援部隊が駆けつけてくれました。地震直後の混乱のただけに救援物資やテント、簡易トイレの提供など、迅速な対応がとても心強い支援となりました。

援金をいただいたほか、役場前に災害救援本部を設置し 12 月中旬まで物心両面にわたるご支援をいただいたことは、決して忘れることができません。

今年は震災 3 周年にあたり、今年 7 月には両市町において非常災害が発生したときに備え、「災害時における相互援助に関する協定」も交わされました。

平成 16 年 10 月 23 日の中越大地震の際は、泊江市消防団員や市職員で組織する支援部隊が駆けつけてくれました。地震直後の混乱のただけに救援物資やテント、簡易トイレの提供など、迅速な対応がとても心強い支援となりました。

その後、市民の皆さんから温かい励ましや多額の義

山梨県小菅村 ④

～多摩川を生かした連携を目指して～

小菅村の中学生は修学旅行でシドニーに行きます

小菅村立小菅中学校の 3 年生 9 人は、5 月 6 日から 11 日までの 6 日間、修学旅行でオーストラリアのシドニーへ出かけました。村からの補助もあり、今年で 10 回目を迎えました。

シドニーでは 3 日間のホームステイ、交流校での授業などを中心に活動しました。交流校のコリトンハイスクールは全部で 800 人以上。その生徒全員の前でソーラン節やハンドベルの演奏を披露しました。もちろん英語での紹介などの練習を重ねてきましたが、大



コリトンハイスクールの生徒と

勢の前での発表はとても緊張したようです。

授業では、自分のボディ（ホームステイ先の生徒）と組んで英語の授業を受けたり、日本文化の紹介やオーストラリアの伝統文化を学びました。特に折り紙や習字、けん玉や独楽の実技は好評で毎年楽しみにしていただいているようです。

また、オーストラリアのアボリジニの文化を学ぶため実際に楽器を演奏していただいたり、ブーメランの絵付けや投げ方の実習などにも 3 日間取り組みました。学校だけでなく、ホームステイ先でもすべて英語での活動になるので、生徒たちは初めは非常に緊張していましたが、時間がたつにつれ、コミュニケーションの取り方もわかっていくと楽しく過ごせたようです。

シドニーの観光はオペラハウスやボンダイビーチなどの名所を訪れました。

〔問い合わせ〕 小菅村教育委員会 ☎0428（87）0111